水質検査料金表

(単位:円)

No.		検査コース・内容	料金	備考
1		第1コース 全項目検査・51項目	173, 000	2~3年毎に定期的に行うことが望ましいです。
2	开	第2コース 省略項目・11項目	9, 500	全項目検査で不適合がない場合に定期 的に行うものです。年1回以上行うこ とが望ましいです。
3		第3コース 省略項目+推奨項目(6項目)	30, 000	井戸水の検査の場合は、省略項目に加えて、地域の特性により必要な項目を 併せて行うことが望ましいです。年1 回以上行うことが望ましいです。
4	水	追加項目 指標菌(芽胞菌)	11, 000	特に細菌による食中毒等の不安がある 場合は、行うことが望ましいです。
5		再 検査 一般細菌・大腸菌	5, 000	水質検査において、不適合となった場合に再検査を行ってください。
6	工場排水	第1コース 生活環境項目・14項目	45, 000	水質汚濁防止法による水質検査です。 安全性が危惧される場合は、行ってく ださい。
7		第2コース 健康項目・有害物質28項目	163, 000	水質汚濁防止法による水質検査です。 安全性が危惧される場合は、行ってく ださい。
8	•	第3コース 工場放流水・8項目	24, 500	河川等に放流する場合に安全性を確認 するためには、行うことが望ましいで す。

2018年6月作成

- *検査料金は、税込み価額です。
- *飲用水(井戸水)の水質検査には、残留塩素の検査を追加して実施します。 料金は、無料です。
- *飲用水の旧全項目検査は、現在は行われておりませんので、廃止しました。
- *50人以上の従業員のいる事業所(小規模専用水道)においては、3年に1回の全項目 検査(51項目)と年2回の省略項目検査を必ず行うこととなります。なお、全項目検 査を行った年の省略項目検査は、1回となります。
- * 井戸水の省略項目検査の際は、地域の特性などを考慮し、検査項目を追加して行うことが好ましいとされていますので、これまでの水質検査結果や県の指摘などから当協議会では6項目の推奨項目を追加した第3コースを設定しました。ご活用ください。
- *工場排水検査の第1コースの生活環境項目・14項目は、1日当たり50㎡以上を排水する工場等に適用されます。安全性が危惧される場合は、行ってください。
- *工場排水検査の第2コースの健康項目・有害物質28項目検査については、全項目の 検査でなく必要な項目のみの検査を行うこともできますので、ご相談ください。
- ※各検査コースの検査項目等については、別添資料をご参照ください。